

# 令和5年分の確定申告の取組について

## (報道発表資料)

1. 令和5年分確定申告の受付期間等 .....	1
2. 確定申告会場一覧 .....	2
3. 確定申告会場への来場を検討されている方へ .....	3
4. 消費税の申告方法等に関する説明会等のご案内 .....	5

### [連絡先]

広島国税局 電話 082-221-9211

個人課税課 課長補佐 石井 直 (内線 3692)

国税広報広聴室 室長補佐 辺見 公治 (内線 3797)





- ご自宅から申告できる**e-Tax**をご利用ください。
- 既に**85%**以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。
- 還付申告は**1月4日**から受付しています。

## ●令和5年分確定申告の受付期間

所得税等	令和6年2月16日(金)～令和6年3月15日(金)
個人事業者の消費税	令和6年1月4日(木)～令和6年4月1日(月)
贈与税	令和6年2月1日(木)～令和6年3月15日(金)

(注1) 所得税等の**還付申告書**は、**上記の期間前でも**提出することができます。

(注2) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

(注3) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、相談及び申告書の受付は行っていません。

ただし、**一部の会場**では、**2月25日(日)**に確定申告の相談及び申告の受付を行います(前年の日程と異なっておりますので、詳細は国税庁HPでご確認ください。)。当日の会場は、大変混雑が予想されますので、国税庁HPのチャットボット(ふたば)や確定申告コールセンター(2月18日(日)と25日(日)にも開設)もぜひご利用ください。

## ●令和5年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所得税等	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)
個人事業者の消費税	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)
贈与税	令和6年3月15日(金)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

なお、残高不足等で口座振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

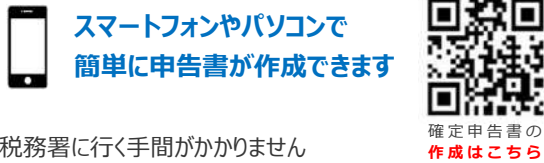
確定申告会場一覧

都道府県	税務署名	確定申告会場	確定申告会場所在地	開設期間	開庁日対応
鳥取県	鳥取	鳥取市役所駅南庁舎 地下1階（第5会議室）	鳥取市富安2丁目138番地4	2/16～3/15	○
	米子	米子コンベンションセンター（ビッグシップ）2階国際会議室	米子市末広町294	2/16～3/15	
	倉吉	倉吉税務署	倉吉市上井587番1号	2/16～3/15	
島根県	松江	くにびきメッセ	松江市学園南1丁目2番1号	2/16～3/15	○
	浜田	浜田税務署	浜田市殿町1177番地	2/16～3/15	
	出雲	出雲市役所「くにびき大ホール」	出雲市今市町70番地	2/16～3/15	
	益田	益田税務署	益田市元町12番11号	2/16～3/15	
	石見大田	石見大田税務署	大田市大田町大田イ289番地2	2/16～3/15	
	大東	大東税務署	雲南市大東町飯田86番7号	2/16～3/15	
	西郷	西郷税務署	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地 隠岐の島地方合同庁舎	2/16～3/15	
岡山県	岡山東	マカリアフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	2/16～3/15	○
	岡山西	マカリアフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	2/16～3/15	○
	西大寺	西大寺税務署	岡山市東区西大寺中2丁目24番13号	2/16～3/15	
		マカリアフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	2/16～3/15	○
	瀬戸	瀬戸税務署	岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地	2/16～3/15	
		マカリアフォーラム（岡山コンベンションセンター2階）	岡山市北区駅元町14番1号	2/16～3/15	○
	児島	児島税務署	倉敷市児島小川5丁目1番66号	2/16～3/15	
	倉敷	イオンモール倉敷専門店2F イオンホール	倉敷市水江1番地	2/16～3/15	
	玉島	玉島税務署	倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号	2/16～3/15	
	津山	津山税務署	津山市田町67番地	2/16～3/15	
	玉野	玉野税務署	玉野市宇野2丁目4番12号	2/16～3/15	
	笠岡	笠岡税務署	笠岡市五番町5番48	2/16～3/15	
	高梁	高梁税務署	高梁市向町13番地	2/16～3/15	
	新見	新見税務署	新見市新見721番1号	2/16～3/15	
久世	久世税務署	真庭市鍋屋8番地1	2/16～3/15		
広島県	広島東	「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16～3/15	○
	広島南	「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16～3/15	○
	広島西	「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16～3/15	○
	広島北	「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16～3/15	○
	呉	呉税務署	呉市中央3丁目9番15号 呉地方合同庁舎	2/16～3/15	
	竹原	竹原税務署	竹原市中央3丁目2番12号	2/16～3/15	
	三原	三原税務署	三原市宮沖2丁目12番1号	2/16～3/15	
	尾道	尾道税務署	尾道市古浜町27番18号	2/16～3/15	
	福山	福山市生涯学習プラザ（まなびの館 ローズコム）	福山市霞町1丁目10番1号	2/16～3/15	
	府中	シーバックホール（府中市文化センター）2階	府中市府川町70番地	2/16～3/15	
	三次	三次税務署	三次市十日市東1丁目13番5号	2/16～3/15	
	庄原	庄原税務署	庄原市三日市町667番地5	2/16～3/15	
	西条	西条税務署	東広島市西条昭和町16番8号	2/16～3/15	
	廿日市	廿日市税務署	廿日市新宮1丁目15番40号 廿日市地方合同庁舎	2/16～3/15	
		「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16～3/15	
	海田	海田税務署	安芸郡海田町大正町1番13号	2/16～3/15	
		「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階	広島市中区基町6番78号広島県庁前	2/16～3/15	
吉田	吉田税務署	安芸高田市吉田町吉田3604番地1	2/16～3/15		
山口県	下関	海峡メッセ下関	下関市豊前田町3丁目3番1号	2/16～3/15	
	宇部	宇部税務署	宇部市常盤町1丁目7番1号 宇部市役所庁舎2階	2/16～3/15	
	山口	中市コミュニティホール（Nac）1階	山口市中市町3番13号	2/16～3/15	○
	萩	萩税務署	萩市唐樋町3番7号	2/16～3/15	
	徳山	徳山税務署	周南市今宿町2丁目35番地	2/16～3/15	
	防府	防府税務署	防府市緑町1丁目2番12号	2/16～3/15	
	岩国	岩国税務署	岩国市麻里布町7丁目9番37号	2/16～3/15	
	光	光税務署	光市虹ヶ浜3丁目10番1号	2/16～3/15	
	長門	長門税務署	長門市東深川964番地1	2/16～3/15	
	柳井	柳井税務署	柳井市柳井3745番地1	2/16～3/15	
	厚狭	厚狭税務署	山陽小野田市大字鴨庄111番地1	2/16～3/15	

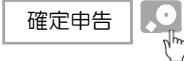
# 確定申告会場への来場を検討されている方へ

## 「ご自宅から申告できるe-Tax」をご利用ください

### STEP 1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス



税務署に行く手間がかかりません  
確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



### STEP 2 申告書を作成

画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

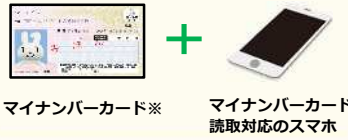
### STEP 3 申告書を提出

- 国税庁ホームページからe-Taxで送信
- 印刷して郵送等で提出

### e-Taxの送信方法は2通り!

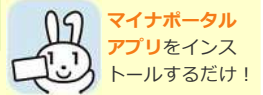
#### 【方法1】マイナンバーカード方式

次の2つでe-Tax送信できます



※電子証明書の有効期限切れや住所変更等に伴う失効にご注意ください。

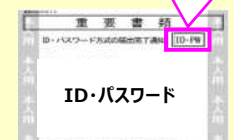
パソコン・スマホ申告はICカードリーダライタが不要です



#### 【方法2】ID・パスワード方式

【用意するもの】

- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)



※ IDとパスワードは、税務署などで交付を受けた「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されています。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**チャットボット**や**電話**でも可能です
- ✓ e-Taxに関するお問合せは**e-Taxホームページ**でご確認ください

チャットボットへのご相談はこちら



e-Taxに関するお問合せはこちら



## 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です（作成済申告書の提出のみであれば不要です）
- ✓ 入場整理券は**各会場**で**当日配付**しますが、**LINE**を通じた**オンライン事前発行**も可能です

国税庁  
LINE公式アカウント



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

- ※ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする**場合があります。
- ※ 当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。





## 説明会の開催日程等のご案内

### 1 説明会の開催日程

開催日	開催時間	開催場所	定員
令和●年●月●日(●)	●:●~●:●	●●税務署 会議室	●名

### 2 税務署又は確定申告会場での相談を希望される方へ

所得税の確定申告期間中（令和6年2月16日（金）から3月15日（金）まで）においては大変混雑が予想されますので、恐れ入りますが、お早め（令和6年2月15日（木）以前）の相談をお願いします。

#### (1) 令和6年2月15日（木）までの相談を希望される方

相談日を調整させていただきますので、お手数ですが、同年●月●日（●）までに下記の担当者宛ご連絡ください。

#### (2) 令和6年2月16日（金）から同年4月1日（月）までの相談を希望される方

イ 令和6年2月16日（金）以降に開設する確定申告会場での相談には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」（「当日配付分」又は「LINEを通じたオンライン事前発行分」）が必要となります。

ロ 「当日配付分」は、確定申告会場で当日配付しますが、配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

ハ 「LINEを通じたオンライン事前発行」は、令和6年2月6日（火）以降、受付サービスを開始します。

### 3 持参していただく書類等

《説明会及び個別相談を希望される方は次の書類等をご持参願います》

- 課税取引金額計算表（『課税取引金額計算表』の作成参照）及びその作成の基となった帳簿等

[以下について、お持ちの方はご持参願います]

- ① スマートフォン
- ② マイナンバーカード及び暗証番号（利用者証明用電子証明書（数字4桁）、署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下））
- ③ 利用者識別番号（数字16桁）及び暗証番号（英数字8桁以上50桁以下）

ご不明な点等がありましたら、担当者宛ご連絡ください。

担当者	●●税務署●●部門 ●● ●●	電話	●●●●(●●●●) ●●●●(直通)
-----	-----------------	----	---------------------

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となられた方の税負担・事務負担を軽減するため、納付税額を売上税額の一割とする特例が設けられています。

確定申告書等作成コーナーをご利用いただければ、2割特例を含め消費税の確定申告書等を自動計算により作成することができます。裏面も併せてご覧ください。

消費税及び地方消費税の確定申告の手引き  
(2割特例用)



※この二次元コードはアクセス解析のためにCookieを使用しています。アクセス解析は匿名で収集されており、個人を特定するものではありません。





開催日程一覧表

- 現在、開催が予定されている説明会は以下のとおりです（今後、随時更新することを予定していますので、適宜ご確認ください）。
- 「留意事項」欄に「要事前申込」と表示されている説明会等につきましては、その説明会等の連絡先にお電話等で事前申込をお願いします。  
なお、申込状況等により、ご希望に添えない可能性がありますことをあらかじめご了承ください。
- 事前申込の必要がない説明会につきましても、混雑の状況等により、参加いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- なお、説明会等につきましては、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に配慮した開催としております。今後、諸事情により開催を中止する場合がありますことあらかじめご了承ください。
- ご不明点等は最寄りの税務署にお尋ねください。会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

開催日時		開催場所		定員	対象地区	説明会等の名称等	対象となる方	留意事項	連絡先
日付	時間	都道府県	住所						
R6.1.16	9:30～11:30	鳥取県	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎 (1階会議室)	30名	鳥取市、岩美郡、八頭郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 予約については、署にお問い合わせください。	鳥取税務署 個人課税第一部門 0857(77)2268(直通)
R6.1.19	13:30～15:30	鳥取県	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎 (1階会議室)	30名	鳥取市、岩美郡、八頭郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 予約については、署にお問い合わせください。	鳥取税務署 個人課税第一部門 0857(77)2268(直通)
R6.1.22	13:30～15:30	鳥取県	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎 (2階共用会議室)	50名	鳥取市、岩美郡、八頭郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 予約については、署にお問い合わせください。	鳥取税務署 個人課税第一部門 0857(77)2268(直通)
R6.1.25	9:30～11:30	鳥取県	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎 (2階共用会議室)	50名	鳥取市、岩美郡、八頭郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 予約については、署にお問い合わせください。	鳥取税務署 個人課税第一部門 0857(77)2268(直通)
R6.1.16	9:00～12:00	島根県	松江市向島町134-10 松江 地方合同庁舎 5階共用第 4会議室	50名	松江市 安来市	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月9日(火)17時までにお電話で予約願います。	松江税務署 個人課税第一部門 0852(78)0340(直通)
R6.1.16	13:30～16:30	島根県	松江市向島町134-10 松江 地方合同庁舎 5階共用第 4会議室	50名	松江市 安来市	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月9日(火)17時までにお電話で予約願います。	松江税務署 個人課税第一部門 0852(78)0340(直通)
R6.1.17	13:00～16:00	島根県	安来市安来町878-8 安来 商工会議所1階大ホール	50名	松江市 安来市	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月10日(水)17時までにお電話で予約願います。	松江税務署 個人課税第一部門 0852(78)0340(直通)
R6.1.18	9:00～12:00	島根県	松江市母衣町55-4 松江商 工会議所1階教養文化セン ター	50名	松江市 安来市	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月11日(木)17時までにお電話で予約願います。	松江税務署 個人課税第一部門 0852(78)0340(直通)
R6.1.18	13:30～16:30	島根県	松江市母衣町55-4 松江商 工会議所1階教養文化セン ター	50名	松江市 安来市	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月11日(木)17時までにお電話で予約願います。	松江税務署 個人課税第一部門 0852(78)0340(直通)
R6.1.16	13:30～16:00	島根県	大田市大田町大田イ289-2 石見大田税務署 2階会議 室	12名	大田市	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月9日(火)17時までにお電話で予約願います。	石見大田税務署 調査部門 0854(82)0930(直通)
R6.1.22	9:30～12:00	岡山県	倉敷市児島小川5-1-66 児 島税務署 2階会議室	10名	倉敷市の一部(詳細は国税庁HPで ご確認ください)	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月15日(月)17時までにお電話で予約願います。	児島税務署 個人課税部門 086(472)2692(直通)
R6.1.24	9:30～12:00	岡山県	倉敷市児島小川5-1-66 児 島税務署 2階会議室	10名	倉敷市の一部(詳細は国税庁HPで ご確認ください)	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月17日(水)17時までにお電話で予約願います。	児島税務署 個人課税部門 086(472)2692(直通)
R6.1.26	9:30～12:00	岡山県	倉敷市児島小川5-1-66 児 島税務署 2階会議室	10名	倉敷市の一部(詳細は国税庁HPで ご確認ください)	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月19日(金)17時までにお電話で予約願います。	児島税務署 個人課税部門 086(472)2692(直通)
R6.1.25	9:30～11:00	岡山県	津山市田町67番地 津山税 務署(第一会議室)	20名	津山市 美作市 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月18日(木)17時までにお電話で予約願います。	津山税務署 個人課税第一部門 0868(22)3104(直通)
R6.1.25	13:00～14:30	岡山県	津山市田町67番地 津山税 務署(第一会議室)	20名	津山市 美作市 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月18日(木)17時までにお電話で予約願います。	津山税務署 個人課税第一部門 0868(22)3104(直通)
R6.1.25	15:30～17:00	岡山県	津山市田町67番地 津山税 務署(第一会議室)	20名	津山市 美作市 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月18日(木)17時までにお電話で予約願います。	津山税務署 個人課税第一部門 0868(22)3104(直通)
R6.1.26	9:30～11:00	岡山県	津山市田町67番地 津山税 務署(第一会議室)	20名	津山市 美作市 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月19日(金)17時までにお電話で予約願います。	津山税務署 個人課税第一部門 0868(22)3104(直通)
R6.1.26	13:00～14:30	岡山県	津山市田町67番地 津山税 務署(第一会議室)	20名	津山市 美作市 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月19日(金)17時までにお電話で予約願います。	津山税務署 個人課税第一部門 0868(22)3104(直通)

開催日時		開催場所		定員	対象地区	説明会等の名称等	対象となる方	留意事項	連絡先
日付	時間	都道府県	住所						
R6.1.26	15:30～17:00	岡山県	津山市町田67番地 津山税務署(第一会議室)	20名	津山市 美作市 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月19日(金)17時までにお電話で予約願います。	津山税務署 個人課税第一部門 0868(22)3104(直通)
R6.1.11	14:00～16:00	広島県	広島市中区上八丁堀3-19 広島東税務署 2階会議室	50名	中区の一部及び南区の一部(詳細は国税庁HPでご確認ください) 東区の一部(海田税務署管内の地域を除く。)	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月9日(火)17時までにお電話で予約願います。	広島東税務署 個人課税第一部門 082(227)1269(直通)
R6.1.12	14:00～16:00	広島県	広島市中区上八丁堀3-19 広島東税務署 2階会議室	50名	中区の一部及び南区の一部(詳細は国税庁HPでご確認ください) 東区の一部(海田税務署管内の地域を除く。)	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月9日(火)17時までにお電話で予約願います。	広島東税務署 個人課税第一部門 082(227)1269(直通)
R6.1.18	14:00～16:00	広島県	広島市中区上八丁堀3-19 広島東税務署 2階会議室	50名	中区の一部及び南区の一部(詳細は国税庁HPでご確認ください) 東区の一部(海田税務署管内の地域を除く。)	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月11日(木)17時までにお電話で予約願います。	広島東税務署 個人課税第一部門 082(227)1269(直通)
R6.1.19	14:00～16:00	広島県	広島市中区上八丁堀3-19 広島東税務署 2階会議室	50名	中区の一部及び南区の一部(詳細は国税庁HPでご確認ください) 東区の一部(海田税務署管内の地域を除く。)	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月12日(金)17時までにお電話で予約願います。	広島東税務署 個人課税第一部門 082(227)1269(直通)
R6.1.16	9:00～11:30	広島県	広島市西区観音新町1丁目17番3号 広島西税務署 2階会議室	40名	中区の一部(詳細は国税庁HPでご確認ください) 西区	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月9日(火)17時までにお電話で予約願います。	広島西税務署 個人課税第一部門 082(234)3650(直通)
R6.1.16	14:00～16:30	広島県	広島市西区観音新町1丁目17番3号 広島西税務署 2階会議室	40名	中区の一部(詳細は国税庁HPでご確認ください) 西区	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月9日(火)17時までにお電話で予約願います。	広島西税務署 個人課税第一部門 082(234)3650(直通)
R6.1.17	9:00～11:30	広島県	広島市西区観音新町1丁目17番3号 広島西税務署 2階会議室	40名	中区の一部(詳細は国税庁HPでご確認ください) 西区	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月10日(水)17時までにお電話で予約願います。	広島西税務署 個人課税第一部門 082(234)3650(直通)
R6.1.17	14:00～16:30	広島県	広島市西区観音新町1丁目17番3号 広島西税務署 2階会議室	40名	中区の一部(詳細は国税庁HPでご確認ください) 西区	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月10日(水)17時までにお電話で予約願います。	広島西税務署 個人課税第一部門 082(234)3650(直通)
R6.1.18	9:00～12:00	広島県	広島市安佐北区亀山2丁目25番10号 広島北税務署 大会議室	30名	安佐南区 安佐北区の一部(吉田税務署管内の地域を除く。) 山県郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月11日(木)17時までにお電話で予約願います。	広島北税務署 個人課税第一部門 082(814)2358(直通)
R6.1.18	13:00～16:00	広島県	広島市安佐北区亀山2丁目25番10号 広島北税務署 大会議室	30名	安佐南区 安佐北区の一部(吉田税務署管内の地域を除く。) 山県郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月11日(木)17時までにお電話で予約願います。	広島北税務署 個人課税第一部門 082(814)2358(直通)
R6.1.19	9:00～12:00	広島県	広島市安佐北区亀山2丁目25番10号 広島北税務署 大会議室	30名	安佐南区 安佐北区の一部(吉田税務署管内の地域を除く。) 山県郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月12日(金)17時までにお電話で予約願います。	広島北税務署 個人課税第一部門 082(814)2358(直通)
R6.1.19	13:00～16:00	広島県	広島市安佐北区亀山2丁目25番10号 広島北税務署 大会議室	30名	安佐南区 安佐北区の一部(吉田税務署管内の地域を除く。) 山県郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月12日(金)17時までにお電話で予約願います。	広島北税務署 個人課税第一部門 082(814)2358(直通)
R6.1.24	14:00～16:00	広島県	竹原市中央3-2-12 竹原税務署 1階会議室	24名	竹原市 豊田郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月22日(月)17時までにお電話で予約願います。	竹原税務署 調査部門 0846(22)0516(直通)
R6.1.15	13:30～16:00	広島県	尾道市古浜町27-18 尾道税務署 会議室	20名	尾道市 世羅郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月9日(火)17時までにお電話で予約願います。	尾道税務署 個人課税第一部門 0848(22)2149(直通)
R6.1.16	13:30～16:00	広島県	尾道市古浜町27-18 尾道税務署 会議室	20名	尾道市 世羅郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月9日(火)17時までにお電話で予約願います。	尾道税務署 個人課税第一部門 0848(22)2149(直通)
R6.1.17	13:30～16:00	広島県	尾道市古浜町27-18 尾道税務署 会議室	20名	尾道市 世羅郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月10日(水)17時までにお電話で予約願います。	尾道税務署 個人課税第一部門 0848(22)2149(直通)
R6.1.18	13:30～16:00	広島県	尾道市古浜町27-18 尾道税務署 会議室	20名	尾道市 世羅郡	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月11日(木)17時までにお電話で予約願います。	尾道税務署 個人課税第一部門 0848(22)2149(直通)
R6.1.26	13:15～16:15	広島県	三次市十日市西6-10-45 みよしまちづくりセンター集会所(べべらホール)	100名	三次市	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月19日(金)16時までにお電話で予約願います。	三次税務署 個人課税部門 0824(62)2723(直通)
R6.1.29	13:15～16:15	広島県	三次市十日市西6-10-45 みよしまちづくりセンター集会所(べべらホール)	100名	三次市	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月19日(金)16時までにお電話で予約願います。	三次税務署 個人課税部門 0824(62)2723(直通)
R6.1.22	9:00～12:00	山口県	下関市竹崎町4-6-1 下関地方合同庁舎 2階会議室	30名	下関市	消費税申告準備説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月18日(木)17時までにお電話で予約願います。	下関税務署 個人課税第一部門 083(265)2034(直通)



開催日時		開催場所		定員	対象地区	説明会等の名称等	対象となる方	留意事項	連絡先
日付	時間	都道府県	住所						
R6.1.22	14:00～15:30	山口県	長門市東深川964番地1 長門税務署(会議室)	10名	長門市	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月12日(金)17時までにお電話で予約願います。	長門税務署 調査部門 0837-22-2454(直通)
R6.1.23	10:00～11:30	山口県	長門市東深川964番地1 長門税務署(会議室)	10名	長門市	消費税等説明会	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方	要事前申込 1月12日(金)17時までにお電話で予約願います。	長門税務署 調査部門 0837-22-2454(直通)

# 参 考 資 料

広島国税局

# 目次

「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて .....	1
令和5年分の確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！ .....	3
給与所得の確定申告がさらに簡単に！ .....	5
確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利！ .....	11
確定申告はスマホからできます！ .....	13
マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力 .....	15
こんな収入の申告漏れにご注意.....	17
チャットボットによる税務相談について .....	21
キャッシュレス納付のご案内 .....	23
財産債務調書制度等の見直しについて .....	25

# 「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて (自宅からのe-Taxの利用について)

- ◆ 国税庁では「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、確定申告の手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。
- ◆ 国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」では、画面の案内に沿って金額等を入力することで、**所得税及び消費税申告書の作成ができ、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。**
- ◆ また、所得税申告書の作成の際に、マイナンバーカードを利用してマイナンバーと連携していただきますと、**控除証明書などのデータを申告書へ自動入力（マイナンバー連携）**できるので、集計や入力の手間が不要になります。
- ◆ なお、**マイナンバー連携をご利用いただくためには、マイナンバーの利用者登録など、事前準備が必要です。**令和5年分確定申告（令和6年1月以降）をスムーズに行うためにも、**お早めの準備をお願いします。**

## 1 e-Taxの5つのメリット

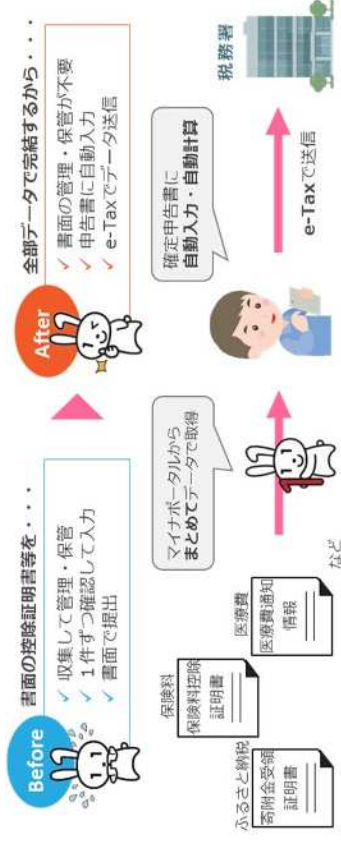
- **税務署への持参不要**
- **印刷・郵送代不要**
- **添付書類提出不要**  
※一部の書類は除きます
- **確定申告期間中は24時間利用可能**  
※メンテナンス時間を除きます
- **早期還付（3週間程度で還付）**



## 2 マイナンバー連携について

- 「**マイナンバー連携**」とは、**所得税確定申告の手続**などにおいて、マイナンバー経由で、**控除証明書**などのデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能です。
- 国税庁ホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」で、この機能をご利用できます。

※マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告書を提出する場合があります。



## 3 インボイス発行事業者の方へ

- **適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告が必要です。**
- 「**確定申告書等作成コーナー**」では、**消費税申告書の作成・e-Tax送信にも対応しています。**是非ご利用ください。









[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [所得税（確定申告書等作成コーナー）](#)

/ 令和5年分の確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！

## 令和5年分の確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！

国税庁ホームページの「[確定申告書等作成コーナー](#)」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信ができます。

また、自動計算されるので計算誤りがありません。

なお、**令和5年分確定申告から**確定申告書等作成コーナーで以下のサービスを開始予定です（令和6年1月上旬）。

### マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大！

マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続において、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。

令和5年分確定申告からは、給与所得の源泉徴収票・国民年金基金掛金・iDeCo・小規模企業共済掛金が対象となります。

### 令和6年1月以降の対象はこちら！

#### 収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座



#### 控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

社会保険(国民年金保険料、NEW 国民年金基金掛金)

NEW

NEW

iDeCo・小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係

- ※1 マイナポータル連携をご利用になるには、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダー）が必要です。
- ※2 「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。詳しくは、[給与所得の確定申告がさらに簡単に！](#)をご覧ください。
- ※3 マイナポータル連携により控除証明書等のデータを取得するには、控除証明書の発行主体が、マイナポータル連携に対応していることが必要です。  
マイナポータル連携に対応している発行主体は、[マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧](#)をご確認ください。当該一覧は随時更新しております。

※4 マイナポータル連携の詳細については、[マイナポータル連携特設ページ](#)をご覧ください。

## インボイス発行事業者の消費税の申告書も対応！

消費税納税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例」(※1)の申告書も作成することができるようになります。簡易課税制度や「2割特例」の申告書を作成する場合、売上(収入)金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

「2割特例」については、[2割特例\(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置\)](#)の概要をご覧ください。

売上(収入)金額・免税取引・非課税取引等の金額の入力	
売上(収入)金額の中に、 <a href="#">免税</a> 、 <a href="#">非課税</a> 、 <a href="#">非課税資産の輸出等</a> 又は <a href="#">不課税</a> に係るものが含まれている場合は、その金額も入力してください。	
売上(収入)金額(雑収入を含む) <span style="color:red">必須</span>	<input type="text" value="2,099,120"/> 円
うち免税取引	<input type="text"/> 円
うち非課税取引	<input type="text" value="1"/> 円
うち非課税資産の輸出等	<input type="text"/> 円
うち不課税取引	<input type="text"/> 円
うち課税取引	<input type="text" value="2,099,120"/> 円

計算結果の確認		
納付する金額は、 <b>36,900円</b> です。		
入力された金額に基づいた消費税の計算結果		
課税標準額	(1)	1,908,000 円
消費税額	(2)	148,824 円
軽減税率に係る消費税額	(3)	円
控除額	(4)	115,912 円
控除対象外消費税額	(5)	1,559 円
調整後の消費税額	(6)	円
控除額小計	(4) + (5) + (6)	115,971 円
控除不足額	(7) - (2) + (3)	円
差引税額	(2) + (3) - (7)	28,800 円

売上金額等の入力だけで  
消費税額の計算が可能！！

- ※1 インボイス発行事業者の登録を行うことにより、免税事業者から課税事業者となる事業者の方が適用できます。基準期間(前々年)の課税売上高が1千万円を超えているなど、インボイス発行事業者の登録以外の事由により課税事業者となる方は適用できません。
- ※2 簡易課税を選択している場合も、「2割特例」の適用を受けることができます。
- ※3 開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

## 参考情報

[確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利！\(令和5年8月\)\(PDF/657KB\)](#)

[確定申告はスマホからできます！\(令和5年8月\)\(PDF/918KB\)](#)

[マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力\(令和5年9月\)\(PDF/564KB\)](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

[↑ このページの先頭へ](#)



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [申告手続・用紙](#) / [給与所得の確定申告がさらに簡単に！](#)

/ [給与所得の確定申告がさらに簡単に！【利用者用ページ】](#)

## 給与所得の確定申告がさらに簡単に！【利用者用ページ】

### 確定申告書作成時に給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力できます！

令和6年2月（令和5年分の所得税の確定申告）から、国税庁ホームページ「[確定申告書等作成コーナー](#)」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、お勤め先（給与等の支払者）から税務署に提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報を、マイナポータル経由で取得し、確定申告書の該当項目に自動で入力することができるようになります（マイナポータル連携）。

※ マイナポータル連携により自動入力された内容については、お勤め先から交付された源泉徴収票の内容と一致していることを必ずご確認ください。



### マイナポータル連携の対象となるには

マイナポータル連携を利用して、給与所得の源泉徴収票情報を取得するためには、お勤め先（給与等の支払者）において、次の対応がされていることが必要です。

- ① お勤め先（給与等の支払者）が、従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票をe-Tax又は認定クラウド等により税務署へ提出していること

※ 給与所得の源泉徴収票には、「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出基準があります。詳しくは「[『給与所得の源泉徴収票』の提出範囲と提出枚数等](#)」をご覧ください。

- ② 上記①の給与所得の源泉徴収票に、従業員の方（申告される方）のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等の情報が漏れなく正しく入力されていること

## マイナポータル連携の対象とならない場合

次のいずれかに該当する場合には、給与所得の源泉徴収票情報はマイナポータル連携の対象となりません。

- ① お勤め先（給与等の支払者）が税務署に、従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票を提出していない場合  
※ 給与所得の源泉徴収票には、「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出基準があります。
- ② お勤め先（給与等の支払者）が税務署に、e-Tax又は認定クラウド等以外の方法（書面や光ディスク等）で、従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票を提出している場合
- ③ お勤め先（給与等の支払者）から提出された従業員の方（申告される方）の給与所得の源泉徴収票について、従業員の方（申告される方）のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等の情報に漏れがある、もしくは正しく入力されていない場合

なお、年間の給与等の支払金額が500万円以下など、提出基準の範囲外の源泉徴収票であっても、お勤め先（給与等の支払者）が税務署に任意でe-Tax又は認定クラウド等により提出している場合には、マイナポータル連携の対象となります。

※ お勤め先から税務署への源泉徴収票の提出状況については、税務署にお問い合わせいただいてもお答えすることができませんので、お勤め先へご確認くださいようお願いします。

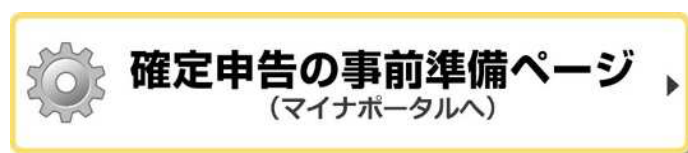
## 確定申告書作成前の事前準備

### 1 マイナポータル連携を利用するための事前準備

マイナポータル連携を利用するためには、e-Taxとマイナポータルを連携させるための事前準備を行う必要があります。

詳しくは、「[マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備](#)」をご覧ください。

※ 以下の「確定申告の事前準備ページ（マイナポータルへ）」から直接事前準備を行うこともできます。



(参考) マイナポータル連携の事前準備については、動画でも紹介しています。詳しくは、[YouTube「国税庁動画チャンネル」](#) [\(外部サイト\)](#) をご覧ください。

### 2 e-Taxのマイページで行う事前準備【令和6年1月開始予定】

給与所得の源泉徴収票情報の取得に当たっては、マイナポータルとの連携のほか、あらかじめe-Taxのマイページにおいて、情報の取得を希望する旨の登録を行うとともに、カナ氏名の入力やマイナンバー等の提供を行っていただく必要があります。

なお、この事前準備は、氏名やマイナンバー等の変更がない限り、初回のみの手続となります。

(マイページ上での事前準備の流れ)

- 1 e-Taxの[マイページ](#)へログインします。



- 2 「マイナンバーカードによる本人確認/情報取得希望」画面を開き、「e-Taxからの情報取得を希望する」ボタンを押下します。



- 3 画面の案内に沿って、カナ氏名の入力とマイナンバーカードの読み取り（券面事項の読み取りと本人確認の計2回）を行います。



本人確認のため、ご自身のカナ氏名を入力してください。

**必須** 姓（フリガナ）

例) コクゼイ

0/59

**必須** 名（フリガナ）

例) タロウ

0/59

**必須** マイナンバーカードの読み取り

この端末で読み取り

QRコードの表示

4 本人確認によるマイナンバーカード読み取り後、以下のメッセージが表示されれば登録完了です。

情報取得の希望受付

情報取得の希望を受け付けました。  
今後、e-Taxから申告書等の作成時に必要な情報を取得することができます。

閉じる

※1 開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

※2 e-Taxからの情報取得の希望の実施状況については、マイページの「その他の登録情報」又は「本人確認／情報取得希望」画面から確認することができます。

※3 給与所得の源泉徴収票情報が取得可能となった方には、e-Taxのメッセージボックスに給与所得の源泉徴収票情報を格納した旨の通知が届きます。

なお、e-Taxマイページでメールアドレスを登録すれば、登録したメールアドレスにも通知が届きますので、お早めに手続きをお願いします。

(参考) メールアドレスの登録方法

1 e-Taxの[マイページ](#)へログインし、「メールアドレス」画面を開きます。

## マイページ

---

本人情報設定

基本情報 >	メールアドレス >
その他の登録情報 >	本人確認 >
還付・納税関係 >	パスワードの変更 >

2 画面の案内に沿って、メールアドレスを登録します。

## メールアドレス

---

**メールアドレス**

お知らせメール本文中に宛名の表示を希望される場合は、宛名を入力してください。  
メールアドレスや宛名を削除する場合は、何も設定せずに「変更する」ボタンを押してください。

**登録状況**

未登録

**メインメールアドレス** ⓘ

0/128

**サブメールアドレス1** ⓘ

0/128

**サブメールアドレス2** ⓘ

0/128

**メール宛名表示** ⓘ

0/30 様

### マイナポータル連携を利用した確定申告書等の作成

- ▶ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、確定申告書の作成を開始し、手順に沿ってマイナポータル連携を利用して、給与所得の源泉徴収票情報を取得します。



※ 令和5年分の確定申告書の作成は令和6年1月上旬から可能となります。

- ▶ マイナポータル連携により自動入力された内容については、お勤め先から交付された源泉徴収票の内容と一致していることを必ずご確認ください。

## よくある質問 (FAQ)

[給与所得の源泉徴収票情報のマイナポータル連携に関するFAQ \(利用者向け\) \(令和5年11月17日\) \(PDF/1,023KB\)](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

[↑ このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [申告手続・用紙](#) / [給与所得の確定申告がさらに簡単に！](#) / [給与所得の確定申告がさらに簡単に！](#) 【利用者用ページ】

### 税の情報・手続・用紙

- 税について調べる
- 申告手続・用紙
- 納税・納税証明書手続
- 税理士に関する情報
- お酒に関する情報
- 税の学習コーナー

### 刊行物等

- パンフレット・手引
- インターネット番組「Web-TAX-TV」
- 出版物
- 統計情報
- 点字広報誌「私たちの税金」

### 法令等

- 税法 (e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク)
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

### お知らせ

- トピックス一覧
- 報道発表
- パブリックコメント
- 調達情報・公売情報
- 不審な電話や振り込め詐欺にご注意を



# 確定申告は

# マイナンバーカード × e-Tax

でさらに便利！

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

## 自動計算で確定申告書を作成！

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目！

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

## マイナポータル連携で自動入力



マイナポータル連携について詳しくはこちら

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

## e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、  
3人に2人が  
e-Taxで申告しています！

税務署への持参  
不要



印刷・郵送代  
不要



添付書類  
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間  
24時間利用可能  
※メンテナンス時間を除きます



早期還付  
(3週間程度で還付)



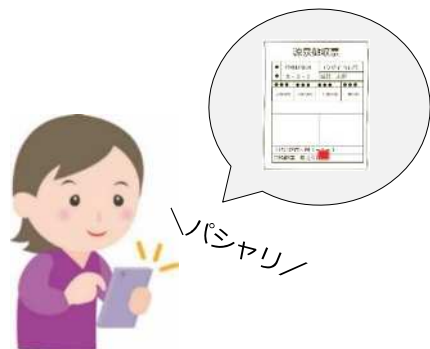
書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付



# ～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

## スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



源泉徴収票の  
記載内容を  
自動入力！

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は  
ICカードリーダライタが不要です



マイナポータルアプリを  
インストールするだけ！

次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード



マイナンバーカード  
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です



## ～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
- ・ 住宅ローン控除
- ・ マイナポータル連携

など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

**自**動計算  
**自**動入力  
**自**宅から

# 確定申告は スマホからできます！



## step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方

Androidの方

Safari



Chrome



※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

作成前に申告書作成の流れを確認！



## step 2 提出方法の選択



所得税の確定申告書を作成される方はこちらから

所得税の確定申告書を作成するに当たり、併せて青色申告決算書・収支内訳書を作成する方はこちらから(事業所得や不動産所得がある方など)

**おすすめ！**

・マイナンバーカード  
・市区町村等の窓口で設定したパスワード  
をご用意ください

⚠ 「ID・パスワード方式」を選択された方へ  
ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします

## step 3 収入・控除等の入力

▶ 画面の案内に沿って該当項目に入力します

収入等の入力

控除等の入力



「ここまでの入力内容を保存」からデータ保存ができます  
→再開する場合は、step 1の画面で「保存データ利用」を選択してください



## step 4 申告内容の事前確認・送信



## step 5 申告書を送信した後の作業・申告書データの保存

### ● 申告書の控（帳票PDF）の保存

### 保存・確認方法の詳細はこちらから



iPhoneの方



Androidの方

### ● 入力した申告書データ（.data）の保存

#### 保存データの活用

申告書データを保存しておくと、来年以降の申告書作成の際に利用することができます

保存手順はこちらから確認

## ◎ 動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
- ・ マイナンバーカードを利用したe-Tax

など

確定申告 動画



## ◎ チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

・ ご利用には別途通信料がかかります。  
 ・ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。  
 ・ iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。  
 ・ Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。



# マイナンバーカード × マイナポータルと連携

## 確定申告書に自動入力

### ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before

書面の控除証明書等を・・・

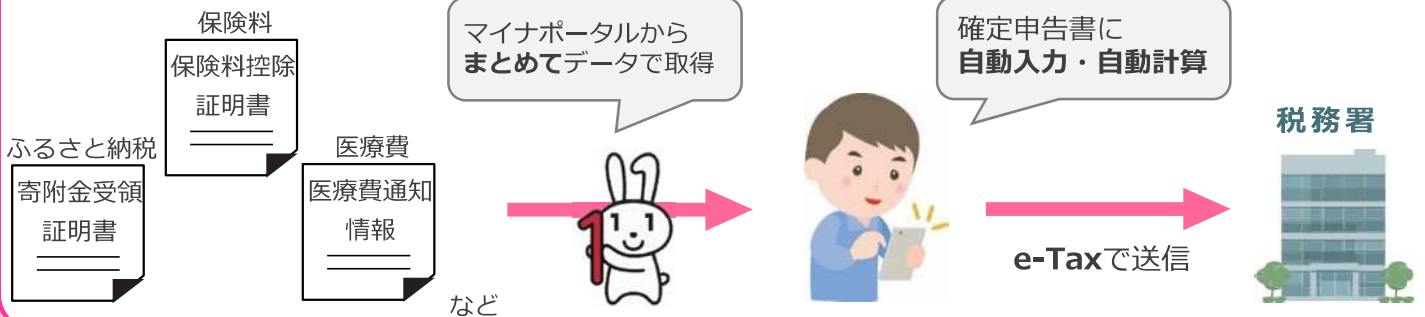
- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出



After

全部データで完結するから・・・

- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



### 令和6年1月以降の対象はこちら！

#### 収入関係

- NEW** 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座



#### 控除関係

- 医療費・ふるさと納税
- 生命保険・地震保険
- 社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金) **NEW**
- NEW** iDeCo・小規模企業共済掛金 **NEW**
- 住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

# ～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

## マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「[マイナポータル連携特設ページ](#)」をご確認ください。



## マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。

事前準備の詳細は、国税庁HPの「[マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備](#)」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。（マイナンバーカードの取得もお早めに！）

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



## 確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「[確定申告書等作成コーナー](#)」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax!** マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成  
コーナーはこちらから



# 令和5年分確定申告特集

所得税・贈与税の  
申告・納付は

令和6年

3月15日(金)まで

個人事業者の消費税等  
の申告・納付は

令和6年

4月1日(月)まで



## よく見られているページ



医療費控除を  
受ける方へ



申告方法の動画を見る



住宅ローン控除を  
受ける方へ



申告方法の動画を見る



ふるさと納税を  
された方へ



申告方法の動画を見る



動画で見る  
確定申告



## トピックス



スマホとマイナンバー  
カードでe-Tax!



マイナポータル連携で  
自動入力!



使ってみると便利です!  
キャッシュレス納付!



## 確定申告情報

申告の流れ・申告が必要な方

インボイス発行事業者の登録を受けた方もこちらをご覧ください



申告の準備に関する  
情報を見る



確定申告書等を作成する



確定申告に関する  
疑問を調べる



ケース別の情報を見る  
(所得税)



こんな収入の  
申告漏れにご注意



税金の納付や還付手続



確定申告に関する  
その他の情報を見る



次頁へ



# 令和5年分 確定申告特集

所得税および復興特別所得税・贈与税  
3月15日(金)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税  
4月1日(月)までに申告・納税

[トップページ](#) > こんな収入の申告漏れにご注意

## 確定申告について

### トピックス

- ➡ スマホとマイナンバーカードで e-Tax!
- ➡ マイナポータル連携で自動入力!
- ➡ 使ってみると便利です!キャッシュレス納付!

### 申告の流れ、申告が必要な方など

- ➡ 申告の流れ、申告が必要な方
- ➡ インボイス発行事業者の登録を受けた方へ☑

### 申告の準備に関する情報

- ➡ e-Taxの利用方法
- ➡ マイナポータル連携の利用 ☑
- ➡ マイナンバーカードの取得

### 確定申告書等の作成

- ➡ 確定申告書等作成コーナー ☑
- ➡ 動画で見る確定申告
- ➡ 作成コーナーの操作要領等

### 確定申告に関する疑問を調べる

## こんな収入の申告漏れにご注意

確定申告をする場合、原則として全ての収入※1を申告する必要があります。

確定申告期限後に、収入の申告漏れにより納める税金が少なかったことや還付される税金が多かったことが分かった場合、修正申告の手続きが必要になります。

修正申告をすると、利息に相当する延滞税(年2.4%~8.7%)※2が課される場合があります。また、税務署等の調査により収入の申告漏れの修正申告をした場合、加算税(10%~55%)※3が課される場合があります。

このように、収入の申告漏れがある場合、適正な申告をしていれば納める必要の無かった税金を納めることになる場合があるため、以下のような収入がある方はご注意ください。

なお、年末調整を受けた給与所得以外の所得が20万円以下の方など、確定申告自体が不要な場合もあります。

### ● [確定申告が必要か調べる](#)

※1 確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択できる、利子等・配当等・上場株式等の譲渡所得等を除きます。

※2 令和6年中の税率です。

※3 令和5年分の所得税等に適用される税率です。

### 原稿料、講演料、印税、放送出演料などの収入がある方 ▲ とじる

事業所得に該当する場合を除き、雑所得(業務)として確定申告が必要です。

### フリマアプリ、ネットオークション、ネット通販、ドロップ SHIPPING、配達代行業、動画配信、アプリ作成・配信、有料メルマガ、アフィリエイト、ギャラ飲み、民泊、カーシェアリング、自宅等の時間貸し等の収入がある方 ▲ とじる

原則、事業所得又は雑所得(業務)として確定申告が必要です。

※生活に通常必要な財産の譲渡による所得は非課税のため、確定申告に含める必要はありません。

### 太陽光発電設備による売電収入がある方 ▲ とじる

太陽光発電設備を家庭用として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には、雑所得(業務)として確定申告が必要です。



➔ チャットボットに相談

➔ 確定申告期のよくあるお問合わせ

➔ タックスアンサー(よくある税の質問)

## ケース別の情報

➔ 医療費控除を受ける方へ

➔ 住宅ローン控除を受ける方へ

➔ ふるさと納税をされた方へ

➔ 株式を売却した方へ

➔ 配当等を申告される方へ

## 確定申告に関するその他の情報

➔ こんな収入の申告漏れにご注意

➔ 納期限までに納付が困難な方へ

➔ 災害により被害を受けた方へ

➔ 記帳・帳簿等の保存について

➔ 税務署の管轄一覧

➔ 確定申告会場へ来場をお考えの方へ

➔ 国税庁LINE公式アカウントによる情報配信等について



## 暗号資産の取引に係る収入がある方 ▶ とじる

ビットコインをはじめとする暗号資産を売却又は使用することにより生じる利益については、原則、雑所得(その他)として確定申告が必要です。

## 株主優待を受け取った方 ▶ とじる

株主優待を受け取った場合は雑所得(その他)として確定申告が必要です。

## 保有する外国通貨の日本円への交換などによる為替差益があった方 ▶ とじる

為替差益については、原則、雑所得(その他)として確定申告が必要です。ただし、外国通貨を保有している際に生じる含み益については、利益が確定していないため確定申告の必要はありません。

## 一定の外国年金の収入がある方 ▶ とじる

過去に海外企業などに勤務し退職後に国内に居住している方が、その勤務に基づき支給を受ける年金など一定の外国年金については、原則、雑所得(公的年金等)として確定申告が必要です。

## 競馬、競輪、オートレース、ポートレースの払戻金の支払を受けた方 ▶ とじる

原則、一時所得として確定申告が必要です。一時所得の計算は、「払戻金に係る年間受取額」から「的中した投票券の年間購入費用」を差し引いたあと、特別控除額(最高50万円)を差し引きます。

※外れた投票券の購入費用は差し引くことができませんので、ご注意ください。  
※他に一時所得に該当するものがある場合、全ての一時所得の収入金額の合計額から当該収入を得るために支出した金額の合計額を差し引いたあと、特別控除額(最高50万円)を差し引きます。  
※総所得金額に算入される一時所得の金額は、上記で計算した一時所得の金額に2分の1を乗じた金額となります。

## 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金の収入がある方 ▶ とじる

保険料の負担者と保険金受取人とが同一人の場合、一時所得として確定申告が必要です。一時所得の計算は、「受け取った保険金額」から「これまでに支払った保険料」を差し引いたあと、特別控除額(最高50万円)を差し引きます。

※他に一時所得に該当するものがある場合、全ての一時所得の収入金額の合計額から当該収入を得るために支出した金額の合計額を差し引いたあと、特別控除額(最高50万円)を差し引きます。  
※総所得金額に算入される一時所得の金額は、上記で計算した一時所得の金額に2分の1を乗じた金額となります。

## ふるさと納税の謝礼として特産品を受け取った方

▲ とじる

寄附者が特産品を受けた場合の経済的利益は、一時所得として確定申告が必要です。一時所得の計算は、「特産品の時価」から特別控除額(最高50万円)を差し引きます。

※他に一時所得に該当するものがある場合、全ての一時所得の収入金額の合計額から当該収入を得るために支出した金額の合計額を差し引いたあと、特別控除額(最高50万円)を差し引きます。  
※総所得金額に算入される一時所得の金額は、上記で計算した一時所得の金額に2分の1を乗じた金額となります。

## 金地金の売却収入がある方

▲ とじる

金地金を売却したことによる収入は、原則、総合課税の譲渡所得(以下「総合譲渡所得」といいます。)として確定申告が必要です。

総合譲渡所得の計算は、「金地金の売却収入」から「金地金を取得した際の費用+売却するためにかかった費用」を差し引いたあと、特別控除額(最高50万円)を差し引きます。

※他に総合譲渡所得に該当するものがある場合、全ての総合譲渡所得の収入金額の合計額から譲渡した資産の取得費と当該収入を得るために支出した金額の合計額を差し引いたあと、特別控除額(最高50万円)を差し引きます(以下、差し引き後の金額を「総合譲渡所得の金額」といいます。)。なお、金地金の譲渡による所得について生じた損失は、他の所得との損益通算はできません(他の総合譲渡所得に該当する一定のものにつき損失が生じていることによって、総合譲渡所得の金額がマイナスとなる場合には、確定申告することにより、そのマイナスとなる金額を他の総合課税の所得から差し引くことができます。)

※所有期間が5年を超えるものの場合、総所得金額に算入される総合譲渡所得の金額は、上記で計算した総合譲渡所得の金額に2分の1を乗じた金額となります。

## 上場廃止となった株式の売却収入がある方

▲ とじる

株式公開買付(TOB)の成立後に、上場廃止となった株式をTOBによる買付者に買い取られた場合などは、一般株式等の譲渡所得として確定申告が必要です。

一般株式等の譲渡所得の計算は、「一般株式等の売却収入」から「一般株式等を取得した際の費用+売却するためにかかった費用」を差し引きます。

## 外国為替証拠金取引(FX)による収入がある方

▲ とじる

外国為替証拠金取引(FX)による収入は、先物取引に係る雑所得等として確定申告が必要です。

## 退職金の収入がある方

▲ とじる

退職により勤務先から受ける退職金や退職手当などの所得は、退職所得に該当します。退職所得については、退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に、退職所得にかかる所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、確定申告書の提出は不要ですが、医療費控除や寄附金控除を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合には、退職所得の金額も確定申告に含める必要があります。

TOP

その疑問、  
チャットボットに  
相談しませんか？

**24時間**利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用は  
こちらから▼



税務職員ふたば

2024.1.4 木曜日 Start  
**所得税の確定申告**

2024.2.1 木曜日 Start  
**消費税の確定申告**

▼以下の項目についても公開中

**インボイス制度**

**年末調整** (1/31まで公開)

**パソコンでもご利用できます！**

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002



# チャットボットによる税務相談

## ○ 所得税の確定申告

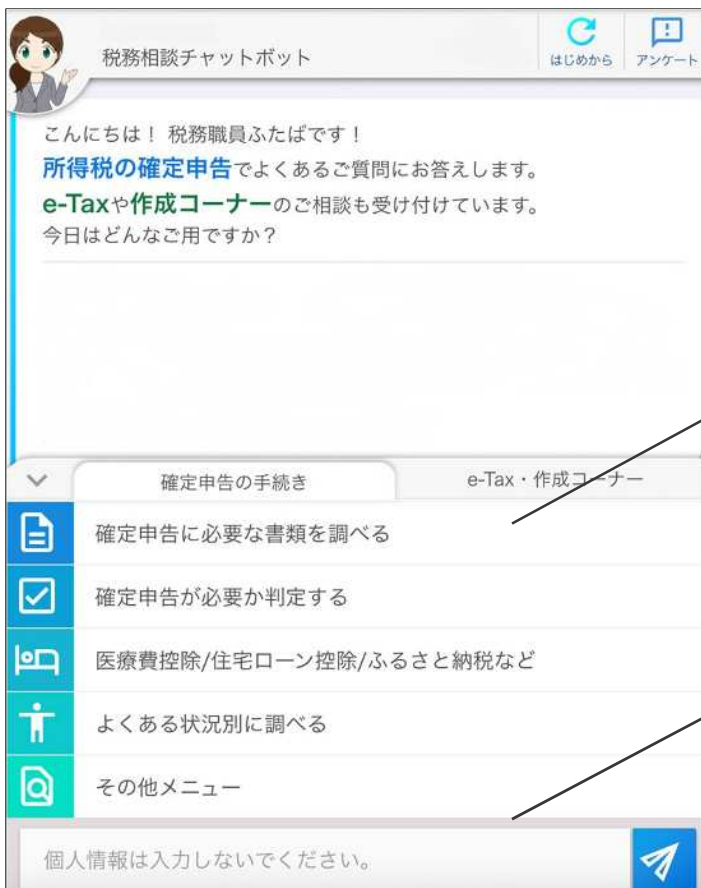
「医療費控除」や「住宅ローン控除」、「ふるさと納税」など、所得税の確定申告について利用者からの問合せが多い質問のほか、パソコンやスマホで申告書を作成する際の準備や操作に関する質問にも対応しています。

## ○ 消費税の確定申告

消費税の納税義務や課税対象となる取引に関する質問など、初めての確定申告の際に特に多い質問を中心に対応しています。

## チャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。



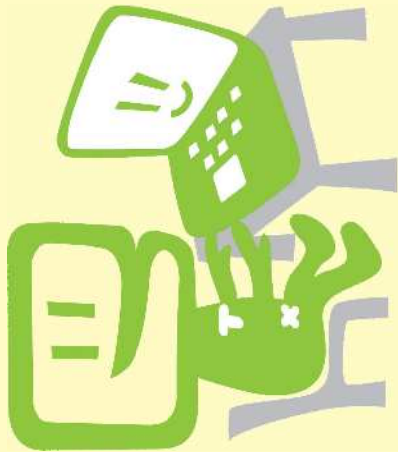
質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

令和6年4月から

## 国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)が ますます便利になります!



国税庁 e-Tax キャッシュレス納付

申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付を  
あらかじめ設定することができますようになります。



国税の納付手続は  
こちらから

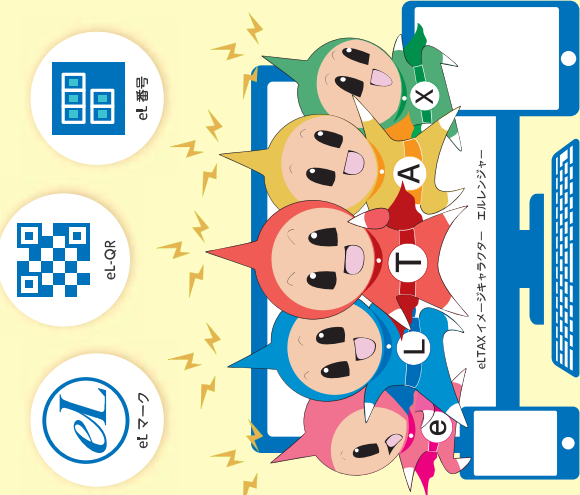
令和5年4月から

## 地方税のお支払いが 簡単・便利になりました!

納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトや  
スマホ決済アプリが利用できます。  
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)の  
いずれかの記載があれば利用できます。



地方税の納付手続は  
こちらから



# 使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



### インターネットバンキング による納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付  
する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより  
決済する機会の多い方

### ダイレクト納付

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で  
事前に届出をした預貯金口座から、口座  
引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税(特別徴収分)  
など納付の機会が多い方、ご自身で振替  
日を指定したい方

### おすすめ!

### クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや  
スマホ決済アプリ(Pay払い)により納付  
する方法です。

こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方

### 振替納税(口座振替)

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に  
自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め  
ている方、毎回の納付手続を省略したい方



総務省



地方税共同機構



国税庁



総務省



地方税共同機構

# キャッシュレス納付の一覧表




# よくあるご質問 Q&A

## 国税

キャッシュレス納付の種類	対象税目※1	詳しい情報
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 <p>国税庁HP 納付に関する 総合案内</p>
インターネットバンキングによる納付	全税目	
振替納税	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
クレジットカード納付・スマホアプリ納付	全税目	

※1 一部の手帳において、ご利用できない税目があります。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

## 地方税

キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
スマホ決済アプリ	eLマーク  の付いた納付書がある税目 例: 固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税(種別割)、その他税目 ※2	 <p>地方税お支払サイト</p>
eLTAX ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	・法人道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税) ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税(特別徴収分・通職所得に係る納入申告) ・都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割) ※3 ・地方たばこ税 ・ゴルフ場利用税 ・宿泊税	 <p>eLTAX地方税 ポータルシステム</p>

※2 対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

※3 令和5年10月16日より取扱い開始されます。

eLTAXの他、多くの都道府県・市区町村で口座振替・スマホ決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。

詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

## 国税のダイレクト納付について

- Q1** ダイレクト納付を始めるには何を準備すればいいですか？
- A1** e-Taxの利用開始届出書のほか、**ダイレクト納付利用届出書**を提出してください。
- Q2** ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どの程度で利用可能となりますか？
- A2** ダイレクト納付利用届出書を書面で提出した場合は**1か月程度**で利用可能となります。個人の方はe-Taxで提出できます。その場合は**1週間程度**で利用可能となります。
- Q3** ダイレクト納付が可能な税目を教えてください。
- A3** 毎月納付する**源泉所得税**をはじめ、**申告所得税**や**法人税**など**幅広い税目**で利用できます。
- Q4** ダイレクト納付を利用する場合、口座振替手数料などを支払う必要はありますか？
- A4** **手数料を支払う必要はありません。**

## 地方税お支払サイトについて

- Q1** どのような支払方法が利用できますか？
- A1** 地方税お支払サイトでは**クレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替**等を利用できます。各種**スマホ決済アプリ**でのお支払も利用できます。
- Q2** 支払を始めるには何を準備すればいいですか？
- A2** お手元に「eLマーク」の記載がある納付書を用意して、**地方税お支払サイトにアクセス**してください。各種**スマホ決済アプリ**の場合は、**アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取って**お支払いください。  
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。
- Q3** いつ利用できますか？
- A3** 地方税お支払サイトは、**24時間365日**利用できます。  
※利用時間帯によっては、選択できない支払い方法があります。各種**スマホ決済アプリ**の場合は、**アプリによって異なる**ります。(いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。)
- Q4** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要はありますか？
- A4** **原則、手数料を支払う必要はありません。**ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。  
※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

# 財産債務調書制度等の見直しについて

令和4年度税制改正において、**令和5年分以後の「財産債務調書」の提出義務者・提出期限などについて見直し**が行われました。  
(注) **令和4年分以前**の「財産債務調書」は、**従前どおり**ですので、ご注意ください。また、「国外財産調書」についても、一部同様の見直しが行われています。

## 改正前

### ① 財産債務調書の提出義務者が拡充されます

以下の①及び②を満たす方

- ① その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合
- ② その年の12月31日において、その合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産

(例：有価証券、未決済信用取引)を有する場合

### ② 提出期限が後倒しされます (国外財産調書も同様)

令和4年

令和5年



【提出期限 (令和4年分以前の調書)】  
その年の翌年の**3月15日**<sup>(注)</sup>



### ③ 記載を簡略化できる範囲が拡充されます (一部については国外財産調書も同様)

**100万円未満**の家庭用動産や事業用の未収入金などについては、記載を簡略化することができます。

## 改正後

改正前の提出義務者 (左記の①及び②を満たす方)のほか、以下の方も提出義務者となります。

その年の12月31日において、その合計額が

### **10億円以上の財産を有する方**

令和5年

令和6年



【提出期限 (令和5年分以後の調書)】  
その年の翌年の**6月30日**<sup>(注)</sup>



### ③ 記載を簡略化できる範囲が拡充されます (一部については国外財産調書も同様)

**300万円未満**の家庭用動産や事業用の未収入金などについては記載を簡略化することができます。

また、**新たに預貯金についても、記載を一部省略できるようになりました**。そのほか詳細は裏面をご参照ください。

(注) ・財産債務調書及び国外財産調書は、その年の12月31日時点の財産の状況に関して、翌年の提出期限までにご提出ください。  
・提出期限が、日曜日に当たるときはその翌日までに、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出してください。



## 改正前

### ③-1 所在別に区分することなく、件数及び総額で記載することのできる範囲が広がります

事業用の  
未収入金  
(受取手形を含む。)

その年の12月31日における価額が**100万円未満**のもの

借入金

未払金  
(支払手形を含む。)

その他の債務

**事業又は業務の用に**供する「未払金（支払手形を含む）」・  
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における  
金額が**100万円未満**のもの

### ③-2 記載を省略することのできる範囲が広がります

家庭用動産

(現金、書画等とう、美術  
工芸品、貴金属類を除く。)

取得価額が**100万円未満**のもの

### ③-3 新たに記載を一部省略することができるようになります

預入高(一口)が  
50万円未満の  
預貯金口座

その年の12月31日における預入高(一口)が**50万円未満**  
の預貯金については、その預入高の記載を省略すること  
ができます。

その場合、**財産債務調書の「所在」欄又は「備考」欄に  
口座番号を記載**してください。

### ③-4 資産ごとに区分して記載することなく、総額で記載することできるようになります (国外財産調書も同様)

青色申告決算書  
又は収支内訳書  
に記載された  
減価償却資産

**青色申告決算書又は収支内訳書の「減価償却費の計算」  
欄に記載された減価償却資産**については、資産ごとに  
区分して記載することを省略できます。  
その場合、財産債務調書に**総額で記載**してください。

(注) 財産債務調書の様式・あらまし・FAQについては、国税庁ホームページ【[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan\\_saimu/index.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm)】に掲載しています  
(**改正分は随時掲載します**)。財産債務調書の提出期限及び提出先などの詳しい内容は、財産債務調書FAQをご確認ください。

また、国外財産調書についても、国税庁ホームページ【[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai\\_zaisan/index.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/kokugai_zaisan/index.htm)】に掲載しています。

## 改正後

その年の12月31日における価額が**300万円未満**のもの

**用途を問わず、「借入金」・「未払金（支払手形を含む）」・  
「その他の債務」のうち、その年の12月31日における  
金額が300万円未満**のもの

取得価額が**300万円未満**のもの